

前橋市公民館利用に関する条例の改正について（議案第131号）

生涯学習課

1 改正の理由

- (1) 永明公民館の新築に伴い、同館の室名及び使用料を定める。
- (2) 公民館の利用許可の取消しに係る規定を見直す。

2 内容

- (1) 永明公民館の室名及び使用料は、次のとおりとする。

館名	室名	使用料		
		午前	午後	夜間
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
永明公民館	ホール	2,090円	2,800円	2,800円
	第1会議室	600円	820円	820円
	第2会議室	440円	600円	600円
	第3会議室	270円	380円	380円
	料理実習室	490円	660円	660円
	造形創作室	490円	600円	600円
	和室	220円	270円	270円
	多目的室	490円	660円	660円

- (2) 教育委員会は、公民館の管理上支障があると認めるときは、公民館の利用許可の取消しをすることができることとする。

3 施行期日

令和4年5月16日（ただし、2の(2)については、公布の日）